

## お知らせ

■令和8年6月1日より 入院時の食事療養標準負担額が

以下のとおり変更となります。

		一食あたりの負担額	
		令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
一般		510円	550円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
	低所得者Ⅰ	110円	130円
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		300円	330円